

宇情審答申第6号  
平成12年9月27日

宇治市長 久保田 勇 様

宇治市情報公開審査会  
会長 錦織 成史

宇治市情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成12年3月7日付け11宇建用第282号により諮問のありました下記の件について、次のとおり答申します。

記

「平成12年2月1日付で取得した消防用地の売却辞退に係る文書」についての  
情報非公開決定に対する異議申立てについての諮問

# 答 申

## 第1 結論

宇治市長（以下「実施機関」という。）は、平成12年2月22日付11宇建用第261号による非公開決定を取り消し、法人の印影を除き公開の決定を行うべきである。

## 第2 異議申立ての経過

### 1 情報公開請求書の提出及びその受理

平成12年2月8日、異議申立人は、宇治市情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定により、実施機関に対し「土地買収についての交渉経過に関するもの。2月1日付売却辞退の通知文」を請求内容とする情報公開請求書の提出を行った。

実施機関は、同日付けでこれを受理した。

### 2 実施機関の請求内容に該当する文書の特定及び当該文書の公開に係る決定

実施機関は、「平成12年2月1日付で取得した消防用地の売却辞退に係る文書」（以下「本件文書」という。）を請求内容に該当する文書とし、同年2月22日、条例第10条第1項の規定による情報非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、同日付けでこれを通知した。

### 3 異議の申立て

平成12年3月3日、異議申立人は、本件処分を不服として、異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての趣旨

### 1 申立ての趣旨

本件処分を取り消し、本件文書の公開を求める。

### 2 主張

(1) 異議申立書は、別紙1のとおり。

(2) 意見陳述の内容は、概ね次のとおり。

中消防署の移転予定地の買収交渉に係る本件文書は、議会での議決を経て  
いる経過を考えれば、公的な意味合いが非常に強い。

したがって、本件文書は、公開すべきである。

(3) 意見書は、異議申立人の意思により、提出されなかった。

## 第4 実施機関の理由説明の趣旨

別紙2のとおり。

## 第5 本件文書等について

本件文書は、中消防署に係る移転用地の売却辞退を意思表示した文書であり、市と当該用地の売買交渉を行っていた法人代表者から宇治市長宛てにファクシミリにより送信された内容がプリントアウトされたものである。当該用地の所有者は、登記簿上、法人及び個人で構成されていた。

本件文書は、当該法人及び個人の意味が表明されたものであると認められる。

## 第6 判断

### 1 条例第6条第2号及び同条第3号の該当性について

当該用地の場所は既に市から公にされており、登記簿を確認すれば容易に登記簿上の所有者である個人及び法人を特定することが可能である。したがって、本件文書を公開すれば当該用地の所有者たる当該個人及び法人は、容易に識別され得るものであるといえる。

ところで、本件文書は、前記第5で示したとおり、中消防署の移転先の用地の売却辞退を意思表示した文書である。

当該用地が相当規模のものであることを考えれば、当該用地は個人にとっても、また、法人にとっても重要な資産であるといえる。

このような重要な資産の運用に関する情報は、特段の事情がなければ、個人にあっては通常他人に知られたいと望むことが正当であると認められ、また、法人にあっては競争その他事業活動上の正当な利益を明らかに害すると認められる可能性が非常に高いものである。

しかし、当該用地の選定あたっては、市消防職員により中消防署の当該用地への移転反対の署名行為が行われ、議会等において当該用地の消防署の移転先としての適格性について慎重な論議が行われた。また、当該用地の買収に係る債務負担行為の議案が議決される等のいわば公的な一連の手続きが進行していた経過が認められる。こうした状況の中で、本件文書による売却辞退の意思表示によって当該手続きが事実上終了し、結果として、市の方針に大きな変更を生ぜしめた本件文書は、当該用地買収に係る一連の手続き等において、極めて重要な意味を持つものであると考えられる。また、本件文書に係る情報は、個人にとっても法人にとっても重要な資産の運用に関する情報であるとは言え、その内容は概ね当該用地の売却を辞退するに至った考えを述べたものであり、その概要は既に市から議会において説明されている。そして、個人の資産の詳細な内容を示したのではなく、法人の競争その他事業活動上の地位に具体的に關わるものともいえない。更に、本件文書は、ファックスにより送信された時期から半年以上経過している。

上記のように、本件文書に係る情報が市民にとって正当かつ重要な関心事であることや本件文書を公開することにより当該個人及び法人の権利利益を具体

的に損なうことも想定されないこと、更に、本件文書が送信された時期から一定の時間が経過していることを総合的に勘案すれば、現時点においては、本件文書に係る情報は、通常他人に知られたいと望むことは正当であるとは認められず、また、法人の事業活動上の正当な利益を明らかに害するものとは認められない。

ただし、本件文書に記載された法人の印影の部分については、これを公開すれば、偽造等されることで事業活動上の正当な利益を害するおそれが認められる。

以上から、本件文書は、法人の印影の部分が条例第6条第3号に該当し、その余の部分は条例第6条第2号及び第3号に該当しない。

## 2 条例第6条第7号の該当性について

一般に、公共用地は、物品等と異なり、その代替性が極めて低いものであるといえる。そして、その買収の成否は用地所有者の意思によるところが非常に大きく、したがって、当事者間の信頼関係を構築し、維持することは、意思形成過程情報の公開の可否の判断にあたって考慮に値する一要因ではある。

消防署の用地買収が近い将来にも行われることが予想される段階では、当該事務に係る情報の公開の可否の判断にあたっては、特段の配慮が必要であるといわなければならない。

しかし、少なくとも本件文書の公開の可否につき現時点に判断する以上、本件文書の概要が市から議会において既に報告されていること、本件文書が送信された時期から既に半年以上経過していること、更に、当該用地に代わる新たな用地の買収のための補正予算が既に提案されていることを総合的に勘案すれば、本件文書を秘匿する理由は認められない。

以上から、本件文書に係る情報は、条例第6条第7号に該当しない。

## 第6 結語

よって結論のとおり答申する。